

(仮称) 文京区男女平等参画推進条例の基本的な考え方の意見募集結果

(1) パブリックコメント

意見の募集期間	平成25年3月18日(月)～4月30日(火)
意見提出者数	16人(電子メール9人、FAX6人、持参1人) : 88件

(2) パブリックコメントにおける意見

No.	項目	意見(要旨)	件数	区の考え方
1	前文及び目的	内容は良いと思う。	1	1911年(明治44年)平塚らいてうの発行の辞「原始女性は太陽であった」ではじまる文芸雑誌「青鞥」が本郷林町(現在の文京区千駄木)で創刊され、当時の知識階級の女性たちを中心に大きな影響をあたえ、日本の近代史に名を遺しております。また、多くの文人、文豪との関わりも多いことは教育施設、文化施設を多く抱える文京区の特徴でもあり、区内での男女平等の歩みや関係する歴史的な視点を加えることを検討いたします。
		*前文(あるいは目的)に文京区らしさ、文化的・歴史的な背景・特徴や格調高く男女平等への歩みを区として推進していくという意思(決意)をはっきりと打ち出してほしい。	3	
		*1982年「文京区婦人行動計画」、1997年に「文京区女性行動計画」(第2次)を策定し、2001年には基本構想に「男女が平等に、その個性と能力を発揮できるまちをつくる」が盛り込まれ、「文京区男女平等参画推進計画」が策定された経緯を明記して欲しい。 *女性解放の先駆者「青鞥」運動の発祥の地であることを明記することが大切である。	3	
2	基本理念①	「男女が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を受けないこと。」への文言について *「差別的取扱い」に、「直接的または間接的」の文言を入れ、両方の差別があることを明らかにして欲しい。	2	国の男女共同参画社会基本法の制定の際にも議論をされましたが、何をもって間接差別というのか社会的合意が得られないとのことで盛り込まれなかった経緯があります。しかしながら、「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針(平成18年厚生労働省告示第614号)」により明記されている点も含め、改めて検討いたします。
3	基本理念②	「男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること」への文言について *「性別による固定的な役割分担意識」は、「意識」のみでなく、性別役割分担に基づく「社会制度」や「慣行」が問題である。「意識及び社会制度、慣行にとらわれることなく」等、明確に記載して欲しい。	2	社会制度や慣行を変えるために、まずは固定的な役割分担意識の解消がなによりも大切であると考えております。
4	基本理念③	「男女が、性別に関わらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。」について *「あらゆる分野」とは何か判然としないので、「家庭、職場、地域等あらゆる分野」と具体的に明記した方が良い。	3	「あらゆる分野」とは文字通りあらゆる分野における差別禁止を指します。
5	基本理念④	「学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること」への文言について *「男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組」は、「教育の場」での「意識形成」だけに留まらず、「男女平等参画をすすめる」ことが必要である。「意識の形成及び男女平等参画をすすめること」と明確にする。	1	学校教育期における意識形成過程は、男女平等を含めた人権に対する意識形成に大きく影響を及ぼすものと考えております。まずは意識形成が基盤であると考えております。
6	基本理念⑤	「男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の責任を分かち合うとともに、家庭生活と職場、地域における活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。」について *「均衡と調和の取れた生活」は、「調和」に留まらず、男女平等参画推進条例にふさわしく「家庭生活」と「社会生活」が「両立できること」として、「両立」を謳ってほしい。	3	男女平等の視点から、「自らが望む意志によって、その活動を行うこと」が前提となるため、調和としております。
7	基本理念⑥	「男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営めること」への文言の追加について *「プロダクティブ・ヘルス/ライツの実現について」記載してほしい。「生涯に渡る性と生殖に関する権利、特に女性については、妊娠出産等の自分の性と生殖に関する自己決定権」を実現することについて明記して欲しい。	3	国・都の動向も踏まえ、記載について検討いたします。

No.	項目	意見（要旨）	件数	区の考え方
8	責務（区）	<p>* 男女平等参画を推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずることを明記して欲しい。</p> <p>* 条例に違反した場合の罰則はないとされている。推進計画には、DVやセクハラについては「他の機関との連携」等と書かれているが、相談窓口の明確化と連携体制の明確化、その公表を求める。</p> <p>* 区の責務に「積極的改善措置」を施策に含むことを加えて欲しい。</p> <p>* 男女平等を進めることを阻害する事例があった時には、その是正等の指導・勧告を行うという事項が抜け落ちているので、その点何らかの形で記載する必要がある。</p>	12	必要な措置とは、人的及び財政的措置を含んでおります。また、ご指摘のDV・セクハラ等への対策、男女平等を阻害する事例について対応につきましては、関係機関等と連携し、協力して対応するとの考え方の中に含まれているものと考えております。なお、責務は基本的な姿勢を示すものであり、ここにおいて具体的施策を規定するものではないと考えております。
9	責務（事業者）	<p>事業者にて町会が属することが、読み取れない。事業者とは、「区内で事業・活動を行う個人、法人、及び団体をいいます。」に改めて欲しい。</p>	1	記載については疑義のないようにいたします。
10	禁止及び配慮する事項	<p>人権侵害を行ってはならないし、あってはならないものである。と入れて欲しい。</p>	1	法制執務上のルールを踏まえた表現といたします。
11		<p>教育、意識啓発、情報提供</p> <p>* 「学校教育、生涯学習をはじめとする」を、「区民が自ら学ぶ生涯学習」として欲しい。</p>	1	自ら選択したものであるか否かを問わない趣旨で規定しております。
12		<p>意思決定過程への参画</p> <p>苦情の有無に関わらず「男女間に参画する機会の格差が生じている場合の積極的改善措置を進める」必要がある。「積極的改善措置の推進」について記述する必要がある。</p>	3	男女平等を目標と考えた場合に数値のみが目標とならないように考えております。
13		<p>拠点施設</p> <p>* 現在の男女平等センターの施設としての根拠を明確にするために、拠点施設は男女平等センターとすることを明記したほうが良いと考える。そうすることで、センターの存在理由に根拠ができより目的に合った活動ができると考える。</p> <p>* 拠点施設には、せっかく男女平等センターがあるのに、それを含まないことに疑問を感じる。男女平等センターは、長年文京区女性団体連絡会が運営に参加し、現在は指定管理者となっている。このことは、日本でも先駆的な事業を行ってきたと思う。そのようなことを踏まえて、区としては、他区に恥じない条例を制定しなければならないと思う。</p>	8	男女平等センターは現在も、男女平等施策の拠点として、様々な事業運営等を行っております。皆様のご意見を受け止め、今後の男女平等施策の拠点としての明記を検討いたします。
14	基本的施策	<p>苦情の申出への対応</p> <p>男女平等参画会議に意見を求めるということだが、会議では助言はできるとしても、個人情報保護や守秘義務を区民公募委員にも課すことになり、荷が重過ぎると思われる。やはり専門家を置いて行政からの独立性を保つべきだと考える。それには言うまでもなく適切な予算も計上すべきである。</p> <p>* 第三者による委員会を必要に応じ設置することを書き込んでほしい。</p> <p>* 救済の申出の処理のための組織（オンブズ）を置くことが重要。</p>	14	現在、要綱で設置している「文京区男女平等参画推進委員会」を条例設置とし、男女平等施策推進のための第三者機関性も有する役割をも果たしてもらえるように考えております。
15		<p>基本的施策への追加希望</p> <p>* 基本的施策には「災害の際に必要な、男女平等参画の視点に立った政策、また災害に強いまちづくり」をぜひとも望む。これは東日本大震災の教訓でもあり、男女だけではなく弱者に寄り添い、その視点に立った防災の観点の施策が必要である。</p> <p>* 「男女平等参画の視点に立った災害に強いまちづくり」をぜひ盛り込んで頂きたい。地域防災計画に男女双方の視点に立った施策が少々盛り込まれましたが、男女平等参画推進条例との整合性を図るため、また、東日本大震災3.11を経験した後に策定される条例としては落としてはいけない重要な視点だと思う。ご検討をお願いしたい。</p> <p>* 固定的な役割分担や差別的取扱いの根絶に向けた施策、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが尊重されるための施策を加えて欲しい。</p>	6	<p>区の計画では「性別やライフステージにかかわらず、あらゆる人たちが地域活動に参画しやすい環境づくり」に努めるとともに、福祉、教育、防災防犯等のさまざまな分野において男女が偏りなくかかわれるよう施策を通じて地域社会における男女平等参画の実現に努めるよう計画を策定し事業を進めてまいりました。皆様のご意見を受けとめ、条例に反映できるよう検討してまいります。</p>
			2	上記基本理念⑥に対する回答と同じ

No.	項目	意見（要旨）	件数	区の考え方
16		条例名称について *名称に「男女平等」の言葉を入れたことは賛成し、支持する。	1	-
17		男性の育児参画について *現在文京区の小学校には当番制で保護者が付き添って集団登校をしている。しかし、その保護者のほとんどは母親である。男女協働といいながらも実質、家事、子育ての負担は当然のように女性が背負い、さらに朝、出勤前の忙しい時間帯に女性のみが登校班の当番をしなければいけない、ということが母親の就労を妨げている。朝のたった10分、15分のことだが、結局こういった小さな負担が積み重なって、就労をあきらめている、実力を発揮できるチャンスを逃している女性が多いと思う。誰にでも1日は24時間しかない。子育て、教育に時間を取られれば、仕事で100%自分の実力を出すことはできない。思ったような仕事ができない。女性だけでなく、男性にも積極的に子育て、教育に参加していただきたい。	1	男性の積極的な家庭、地域参画がなければ男女平等の推進は難しく、両立支援の社会基盤の整備や社会制度の見直しが必要であると考え、今回の条例制定に至ったものでございます。
18		素案の提示について *条例の基本的な考え方は示されていますが、条例素案が見当たらない。なぜ素案が提示されていないのか。 *一番大事な題が「基本的な考え方」なのか。推進条例・素案にできないのか。 *区としてパブコメを求めるときは、素案を示して欲しい。肝心な前文に当たるものがないため、策定に当たっての精神を読み取ることが出来ない。 *男女平等の政策・施策を大いに前進させるため、条例が制定されることは望ましいことである。しかし条例の素案でなく、基本的な考え方なのか。	5	今回、目的や基本的理念、責務など、条例の大まかな構成を「基本的な考え方」としてお示しております。男女平等参画推進条例制定の必要性については、事前の調査で「わからない」との回答が多かったことから、より多くの区民に関心をもって理解していただくよう、素案や骨子といった堅い言い回しや法律のような表現を避け、「です・ます」調にし、わかりやすい表記で条例の構成をお示しすることとしたものです。
19	その他	審議会意見の尊重 *男女平等参画推進会議から出された意見書をあまりにも軽視しているのはどうしてか。尊重し条例に活かして頂きたい。 *男女平等参画推進会議から出された意見書は、まったく反映されていないようだが、これはいかなる理由があるのか？提出された意見書を尊重し、きちんと条例に活かして欲しい。 *審議会の意見を尊重し、政策・施策の後退にならない条例策定を望む。	4	推進会議からの意見書を踏まえて庁内で検討を重ねた結果、区民の皆さんにお示ししたものが今回の基本的な考え方です。
20		その他（評価・期待・要望等） *文京区でまだ条例を策定していないこと自体遅れをとっているのだから、策定するに当たっては、時代に即した素晴らしい条例を作ってほしいとおおいに期待している。 *学歴や障害等に関係なく男女が平等によりよく生きられる社会にして欲しい。 *婦人センター、女性センター、男女平等センターと名前が変わっても、文京区の女性たちが区と協働して自主運営に携わってきたことは、日本の有名な話である。これからの男女平等参画社会において、文京区の素晴らしい、誇りに思える条例を作ることが希望する。 *男女平等の政策・施策を推進するためによりやく条例が制定されることを大変嬉しく、評価する。文京区は平塚らいてうをはじめとする男女平等の先駆者が多く活躍なさった素晴らしい区である。また、男女平等センターは区民女性が運営に携わるという日本でも先駆的な事業を行ってきた。文の京に恥じない条例を制定していただきたいと大変期待している。説明会に出席したり、他区の条例も拝見した。同時期に条例を策定している多摩市の素案と比べると内容的に不十分さを感じた。	8	ご指摘のとおり今後も区民の皆様のご意見を伺い、文京区としての特徴を踏まえた条例制定を目指してまいります。